

財産形成年金預金規定

1. (この規定の取引における契約の成立)

当金庫は、お客様から当金庫所定のこの預金の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。

1. の 2 (預入れの方法等)

- (1) 勤労者財産形成年金預金(以下「この預金」という。)は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、最終預入日まで年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは、一回100円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、財産形成年金預金契約の証(以下「契約の証」という。)を発行し預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

2. (預金の種類・とりまとめ継続方法)

- (1) 支払開始日は、最終預入日の6カ月後の応当日から5年後の応当日の属する月の翌月末までの間の任意の日とし、支払開始日の3カ月前の応当日を「年金元金計算日」とします。また、年金元金計算日前1年ごとの年金元金計算日の応当日を「特定日」とします。
- (2) 前条による預金は、1口の期日指定定期預金としてお預りします。ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が1年未満のときは、1口ごとに年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)としてお預りします。
- (3) 特定日において、預入日(継続したときはその継続日)からの期間が2年を超える期日指定定期預金(本項により継続した期日指定定期預金を含む)は、満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (4) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することができません。

3. (分割・支払方法)

- (1) この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。この場合、すべての期日指定定期預金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元利金と自由金利型定期預金(M型)の元利金との合計額を「年金計算基本額」とします。
 - ① 年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額(ただし、100円単位とします。)を元金として、年金元金計算日から3カ月ごとの応当日を満期日とする12口の期日指定定期預金または自由金利型定期預金(M型)(以下これらを「定期預金(満期支払口)」という。)を作成します。ただし、自由金利型定期預金(M型)の預入期間は1年未満とします。
 - ② 年金計算基本額から前号により作成された定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1口の期日指定定期預金(以下これを「定期預金(継続口)」という。)を作成します。

- ③ 定期預金(満期支払口)は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。
- (2) 定期預金(継続口)は、満期日に前項に準じて取扱い、以後同様とします。この場合、前項に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金(継続口)の元利金」と、「年金元金計算日」とあるのは「定期預金(継続口)の満期日」と、「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金(継続口)の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。ただし、残余の支払回数が、12回以下になる場合には、当該定期預金(継続口)の元利金から定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金(満期支払口)に加算します。
- (3) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。
- ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合。預入金額ごとにその預入日(継続したときはその継続日)から満期日の前日まで日数(以下「約定日数」という。)について、預入日(継続したときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。
- | | | |
|---|---------------|-----------------------------|
| A | 1年以上2年未満…………… | 当金庫の店頭に掲示する「2年未満」の利率 |
| B | 2年以上…………… | 同 「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」という。) |
- ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合。預入金額ごとにその約定日数について、預入日における当金庫の店頭に掲示する自由金利型定期預金(M型)利率によって計算します。
- ③ 前①および前②の利率は、当金庫所定の日それぞれ変更します。この場合、新利率は変更日以後預入れられる金額については、その預入日(すでに預入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定第2条第2項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。
- ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合。預入金額ごとに預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日の普通預金利率を下限とします。)によって1年複利の方法により計算します。
- | | | |
|---|------------------|----------------|
| A | 6カ月未満…………… | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6カ月以上1年未満…………… | 2年以上利率×40% |
| C | 1年以上1年6カ月未満…………… | 同 ×50% |
| D | 1年6カ月以上2年未満…………… | 同 ×60% |
| E | 2年以上2年6カ月未満…………… | 同 ×70% |
| F | 2年6カ月以上…………… | 同 ×90% |
- ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合。預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日の普通預金利率を下限とします。)によって計算し

ます。

- A 6 カ月未満……………解約日における普通預金の利率
 - B 6 カ月以上 1 年未満……………前記(1)・の適用利率×50%
- (4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

5. (預金の解約)

- (1) やむを得ない事由により、この預金を規定第 3 条の支払方法によらず解約する場合には、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに当店へ提出してください。この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することができません。
- (2) 前項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の同意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第 200 条第 3 項の保全処分、または民法第 909 条の 2 の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。

6. (退職時等の支払等)

- (1) 最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなったときは、この預金は、第 2 条および第 3 条にかかわらず次により取扱い、退職等の事由の生じた日の 1 年後の応当日の前日以後に支払います。この場合、第 5 条と同様の手続きをとってください。
 - ① 期日指定定期預金は、退職等の事由が生じた日の 1 年後の応当日の前日を満期日とします。
 - ② 退職等の事由が生じた日以後、1 年以内に満期日の到来する期日指定定期預金は、その継続を停止します。
- (2) 退職等の事由が生じた日以後 2 年以内に転職等を行った場合には、所定の手続をすることにより、新たな取扱金融機関において引き続き預入をすることができます。

7. (最終預入日等の変更)

最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更するときは、最終預入日までに当金庫所定の書面によって当店に申し出てください。ただし、支払開始日を繰上げる場合は変更後支払開始日の 1 年 3 カ月前応当日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は変更前支払開始日の 1 年 3 カ月前応当日までかつ最終預入日までに申し出てください。

8. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上
(R2. 4. 1. 改定)